

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

第二十六章 透明性及び腐敗行為の防止

第二十六章 定義

第二十六・一条 定義

この章の規定の適用上、

「公務員が公務の遂行に関して行動し、又は行動を差し控える」というときは、当該公務員に認められた権限の範囲内であるかどうかを問わず、その地位を利用することを含む。

「一般に適用される行政上の決定」とは、行政上の決定又は解釈であつて、一般的に当該決定又は解釈の範囲の対象となる全ての者及び事実関係について適用され、並びに行動規範を形成するものをいい、次のものとを含まない。

- (a) 行政上の手続又は準司法的な手続において行われる認定又は決定であつて、個別の事案において他の締約国の特定の者、产品又はサービスについて適用されるもの
 - (b) 特定の行為又は慣行について判断する決定
- 「外国公務員」とは、外国の立法、行政又は司法に属する職にある者（政府のあらゆる段階の者であり、

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

任命されたか選出されたか、永続的な職にあるか一時的な職にあるか、報酬が支払われているかどうか、また、序列のいかんを問わない。) 及び外国 (その政府の段階を問わない。) のために公的な任務 (当該外国の公的機関又は公的企業のための任務を含む。) を遂行する者をいう。

「公的国際機関の職員」とは、国際公務員又は公的国際機関に代わって行動することを当該公的国際機関から委任された者をいう。

「公務員」とは、次の者をいう。

- (a) 締約国の立法、行政又は司法に属する職にある者 (任命されたか選出されたか、永続的な職にあるか一時的な職にあるか、報酬が支払われているかどうか、また、序列のいかんを問わない。)
- (b) 締約国のために公的な任務 (当該締約国と公的機関又は公的企業のための任務を含む。) を遂行し、又は締約国の法令に定める公的な役務であつて当該締約国の関連する分野の法令の適用を受けるものを提供するその他の者

- (c) 締約国の法令において公務員とされるその他の者 (注)

注 アメリカ合衆国については、第C節 (腐敗行為の防止) に規定する義務は、刑事に関する連邦法令の管轄外の行為について

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

は適用されないものとし、当該義務が防止措置に関する限度において、連邦、州及び地方の公務員を規律する連邦法令の対象となる防止措置についてのみ適用されるものとする。

第B節 透明性

第二十六・二条 公表

- 1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を、利害関係者及び締約国が知ることができるような方法により速やかに、公表し、又は入手可能なものとすることを確保する。
- 2 各締約国は、可能な限り、次のことを行う。
 - (a) 自国がとろうとする1に規定する措置を事前に公表すること。
 - (b) 利害関係者及び他の締約国に対し、(a)に規定する措置の案に関する意見の提出のための合理的な機会を与えること。
- 3 各締約国は、1に規定する法令又は手続を導入し、又は変更する場合には、可能な限り、当該法令又は手続（自国の法制において提案段階のものであるか最終的なものであるかを問わない。）が公に入手可能

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

なものとされる日と当該法令又は手続の導入又は変更が実施される日との間に合理的な期間を置くよう努める。

4 各締約国は、この協定の対象となる事項について一般に適用される自国の中中央政府の規則の案（注）であつて、締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす可能性があり、かつ、2(a)の規定に従つて公表されるものについて、次のことを行う。

注 締約国は、自国の法制に従い、政策の提案、討議の文書、規則の要約その他の文書であつて、利害関係者及び他の締約国の貿易又は投資の利益が影響を受けるかどうか及びどのように影響を受けるかについて当該利害関係者及び他の締約国に適切に知らせるために十分に詳細な情報を含むものを公表することにより、この条に規定する規則の案に関連する義務を遵守することがで
きる。

- (a) 官報又は公式ウェブサイト（オンラインであり、かつ、単一の窓口に統合されていることが望ましい。）において規則の案を公表すること。
- (b) 次のいずれかの方法によつて規則の案を公表するよう努めること。
 - (i) 意見提出の期限の日の六十日前までに公表する。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(ii) 意見提出の期限の前のその他の期間であつて、利害関係者が規則の案を評価し、並びに意見を作成し、及び提出するための十分な時間を提供するものの間に公表する。

(c) 可能な限り、(a)の規定に基づく公表に規則の案の目的及び必要性の説明を含めること。

(d) 意見提出の期間中に受領した意見を検討すること。各締約国は、規則の案に対して行われた重大な修正について説明すること（公式ウェブサイト又はオンラインの官報によることが望ましい。）が奨励される。

5 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する中央政府が採用する一般に適用される規則であつて、1の規定に従つて公表されるものについて、次のことを行う。

(a) 単一の公式ウェブサイト又は国内で配布される官報において、当該規則を速やかに公表すること。
(b) 適当な場合には、その公表に規則の目的及び必要性に関する説明を含めること。

第二十六・三条 行政上の手続

各締約国は、この協定の対象となる事項について一般に適用される全ての措置について、一貫性があり、公平であり、及び合理的である態様で実施するため、特定の場合における他の締約国の特定の者、產品又は

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

サービスについて前条（公表）1に規定する措置を適用する自国の行政上の手続において、次のことを確保する。

- (a) 可能な場合には、当該手続によって直接に影響を受ける他の締約国の者に対し、国内手続に従い、その手続がいつ開始されるかについての適当な通報が行われること（当該手続の性質、当該手続を開始する法的権限及び問題となつてている事項の概要の記載を含む。）。
- (b) 当該手続によって直接に影響を受ける他の締約国の者に対し、時間的に許容され、かつ、当該手続の性質上及び公共の利益上許容される場合には、最終的な行政上の行為の前に、当該他の締約国の者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会が与えられること。
- (c) 手順が自国の法令に基づいたものであること。

第二十六・四条 番査及び上訴（注）

注 番査は、実体的な審査を含む必要はなく、また、コモン・ローに基づく司法審査の形式をとることができる。最終的な行政上の行為のは正には、当該行為を行った機関への差戻しを含むことができる。

- 1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する最終的な行政上の行為の速やかな審査及び正当な理由

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

がある場合にはその是正のため、司法裁判所、準司法的な機関若しくは行政裁判所又は司法上、準司法上若しくは行政上の手続を採用し、又は維持する。これらの裁判所又は機関は、公平であり、かつ、行政の執行について責任を有する機関又は当局から独立しているものとし、事案の結果について実質的な利害關係を有してはならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所、機関又は手続について、その当事者に対して次のことに関する権利が与えられることを確保する。

(a) 当該当事者がその立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び記録される意見又は自国の法令上必要とされる場合には関連する当局が作成する記録に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、自国の国内法令に定める上訴又は更なる審査に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為について、2(b)に規定する決定が、1に規定する機関又は当局によって実施されること及び当該機関又は当局の業務を規律することを確保する。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

第二十六・五条 情報の提供

1 締約国は、措置の案又は実際の措置が、この協定の運用に著しく影響を及ぼすおそれがあり、又はこの協定に基づく他の締約国の利益に実質的に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、可能な限り、当該他の締約国に対して当該案又は当該措置を通報する。

2 締約国は、他の締約国の要請に応じ、この協定の運用に影響を及ぼすおそれがあると当該他の締約国が認める措置の案又は実際の措置について、速やかに、情報を提供し、及び質問に回答する（当該他の締約国が当該案又は当該措置について事前に通報されていたかどうかを問わない。）。

3 締約国は、連絡部局を通じ、他の締約国に対し、この条の規定により、要請を伝達し、又は情報を提供することができる。

4 この条の規定に従つて提供される情報は、問題となつている措置の案又は実際の措置がこの協定に適合しているかどうかについて影響を及ぼすものではない。

第C節 腐敗行為の防止

第二十六・六条 適用範囲

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 1 締約国は、国際的な貿易及び投資における贈収賄及び腐敗行為を除去する決意を確認する。締約国は、公的部門及び民間部門の双方における健全性を構築する必要があること並びに各部門がこの点について補完的な責任を有することを認めつつ、二千七年七月の公務員に関するAPECの行動原則の遵守を確認し、並びに二千七年九月のビジネスの健全性及び透明性に関する民間部門の原則についてのAPECのビジネスのための行動規範の遵守を奨励する。
- 2 この節の規定の適用範囲は、この協定の対象となる事項に関する贈収賄及び腐敗行為を除去するための措置に限定される。
- 3 締約国は、この節の規定に従い採用し、又は維持する犯罪及び適用可能な法律上の犯罪阻却事由又は行為の合法性を規律する法的原則が各締約国の国内法令によつて定められること並びにこれらの犯罪が締約国の法令に従つて訴追され、及び処罰されることを認める。
- 4 各締約国は、二千三年十月三十一日にニューヨークで作成された腐敗の防止に関する国際連合条約を締結する。

第二十六・七条 腐敗行為と戦うための措置

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

1 各締約国は、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項について、自国の管轄権に服する者によつて次の行為が故意に行われる場合には、当該行為を自国の法令によつて犯罪とするために必要な立法その他の措置を採用し、又は維持する（注）。

注 千九百九十七年十一月二十一日にパリで作成された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（附属書を含む。）を締結していない締約国は、「公務の遂行に関して」ではなく「公務の遂行に当たつて」行われる(a)から(c)までに規定する行為を犯罪とすることにより、(a)から(c)までに定める義務を満たすことができる。

(a) 公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に関して、又は公務の遂行に当たつて、行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること。

(b) 公務員が、自己の公務の遂行に関して、又は自己の公務の遂行に当たつて、行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に要求し、又は受領すること。

(c) 國際商取引に関連して商取引上の利益又はその他の不当な利益を取得し、又は維持するために、外国

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

公務員又は公的国際機関の職員に対し、当該外国公務員又は公的国際機関の職員が公務の遂行に関するて、又は公務の遂行に当たつて、行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員若しくは公的国際機関の職員又は他の者若しくは団体のために不当な利益（注）を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること。

注 締約国は、当該利益が外国公務員の国の明文化された法令（判例法を含む。）によって認められ、又は求められていた場合には犯罪とならない旨を自国の法令において定めることができる。締約国は、当該明文化された法令を支持するものではないことを確認する。

(d) (a)から(c)までに定める犯罪の実行を幇助し、若しくは教唆し、又は共謀すること（注）。

注 締約国は、アソシアシオン・イリシタ等の自国の法制における適用可能な概念により、共謀に関する約束を満たすことができる。

2 各締約国は、1に定める犯罪又は5に規定する措置の違反の実行につき、当該犯罪又は措置の違反の重大性を考慮した制裁を科する。

3 各締約国は、自国の法的原則に従い、1に定める犯罪又は5に規定する措置の違反について法人の責任

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

を確立するため、必要な措置を採用し、又は維持する。特に、各締約国は、1に定める犯罪又は5に規定する措置の違反について責任を負う法人に対し、効果的であり、均衡がとれ、及び抑止力のある刑罰又は刑罰以外の制裁（金銭的制裁を含む。）が科されることを確保する。

4 いずれの締約国も、自国の管轄権に服する者に対し、1に定める犯罪の実行に関する生ずる経費を租税から控除することを認めてはならない。

5 各締約国は、腐敗行為を防止するため、帳簿及び記録の保持、財務諸表の開示並びに会計及び監査の基準に関する自国の法令に従い、1に定める犯罪を行うことを目的とする次の行為を禁止するために必要な措置を採用し、又は維持する。

- (e) (d) (b) (c) (a) 帳簿外勘定を設定すること。
- 架空の支出を記載すること。
- 目的が不正確に識別された取引を行うこと。
- 虚偽の書類を使用すること。

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(f) 法令に定める日前に帳簿書類を故意に廃棄すること（注）。

注 アメリカ合衆国については、この(f)に定める約束は、アメリカ合衆国法典第十五編第七十八節の規定に従つて登録される種類の証券の発行者又はアメリカ合衆国法典第十五編第七十八節(d)の規定に従つて報告書の提出を要求される証券の発行者についてのみ適用する。

6 各締約国は、1に定める犯罪又は5に規定する措置の違反に関する事実につき、誠実に、かつ、十分な根拠に基づき権限のある当局に報告する者を不当な待遇から保護するための措置を採用し、又は維持することを検討する。

第二十六・八条 公務員の誠実性の向上

1 各締約国は、貿易及び投資に影響を及ぼす事項における腐敗行為と戦うため、自国の公務員について、特に誠実性、廉直性及び責任感を高めるようすべきである。このため、各締約国は、自国の法制の基本原則に従い、次の事項を採用し、又は維持するよう努める。

- (a) 特に腐敗行為が発生しやすいとされる公的な地位に就く個人の選定及び研修並びに適当な場合には当該個人の他の地位への交代のために適切な手続を定める措置

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- 3 各締約国は、自国の法制の基本原則に適合する範囲内で、適当な当局が前条（腐敗行為と戦うための措置）1に定める犯罪について訴追された公務員を、無罪の推定の原則の尊重に留意しつつ、適当な場合に
 - 2 各締約国は、公的な任務を正確に、廉潔に及び適正に遂行するための行動の規範又は基準を採用し、又は維持するよう努めるものとし、この2の規定に従つて定める規範又は基準に違反する公務員に対する懲戒上その他の措置（正当な理由がある場合にとるもの）を定める措置を採用し、又は維持するよう努めるものとする。
 - 2 各締約国は、公的な任務の遂行に当たり腐敗行為の存在を知るに至った場合には、当該公務員が当該腐敗行為について適当な当局に報告することを促進するための措置
 - 2 特に、公的な任務以外の活動、就職、投資、財産及び相当な価額の贈与された金品又は実質的な利益であつて、公務員としての自己の任務との関係において利益相反が生じ得るものについて、適当な当局に對して申告を行うことを上級公務員その他の適当な公務員に求める措置
 - 2 公務員が自己の任務の遂行に当たり腐敗行為の存在を知るに至った場合には、当該公務員が当該腐敗行為について適当な当局に報告することを促進するための措置
 - 2 公務員の実際の又は潜在的な利益相反を特定し、及び管理するための適当な政策及び手続

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

は、罷免し、停職にし、又は配置換えることのできる手続を定めることを検討する。

4 各締約国は、自国の法制の基本原則に従い、かつ、司法の独立性を妨げることなく、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項において、司法機関の職員について、誠実性を強化し、及び腐敗行為を行い得る機会を防止するための措置を採用し、又は維持する。当該措置には、司法機関の職員の行動に関する規則を含めることができる。

第二十六・九条 腐敗行為の防止に関する法律の適用及び執行

1 いづれの締約国も、自国の法制の基本原則に従い、この協定が自国について効力を生ずる日の後、一連の作為又は不作為を貿易及び投資を奨励する手段として継続し、又は反復することにより、第二十六・七条（腐敗行為と戦うための措置）1の規定を遵守するために採用し、又は維持する自国の法令その他の措置の効果的な執行を怠ってはならない（注）。

注 締約国は、腐敗行為の防止に関する法律の執行に関する個別の事案又は特定の裁量的な決定が各締約国の法令及び法令上の手続に従うものであることを認める。

2 各締約国は、自国の法制の基本原則に従い、法執行、訴追及び司法の当局が腐敗行為の防止に関する自

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

国の法律の執行について裁量を行使する権利を保持する。各締約国は、自国の資源の分配について誠実な決定を行う権利を保持する。

3 締約国は、第二十六・七条（腐敗行為と戦うための措置）1に定める犯罪と戦うための法執行の活動の実効性を高めるために自国の法令及び行政の制度に従つて相互に協力する旨の約束であつて、適用可能な国際協定又は国際的な取決めに基づくものを確認する。

第二十六・十条 民間部門及び社会の参加

1 各締約国は、自国が有する手段の範囲内で、かつ、自国の法制の基本原則に従い、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項における腐敗行為の防止及びこれとの戦いについての企業、市民社会、非政府機関、地域社会の組織等の公的部門に属さない個人及び集団の積極的な参加を促進するため、並びに腐敗行為の存在、原因及び重大性並びに腐敗行為がもたらす脅威についての公衆の意識を高めるため、適当な措置をとる。このため、締約国は、次のことを行うことができる。

- (a) 腐敗行為を許容しないことに資する広報活動及び公共教育計画を実施すること。
- (b) 企業、特に中小企業が国際的な貿易及び投資における贈収賄及び腐敗行為を防止し、及び探知するた

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

めの内部の統制、倫理及びコンプライアンスに関する計画又は措置を策定することを奨励し、及び支援する職業団体及び適当な場合には他の非政府機関の努力を奨励するための措置を採用し、又は維持すること。

(c) 企業の経営者が内部の統制、倫理及びコンプライアンスに関する計画又は措置（国際的な貿易及び投資における贈収賄及び腐敗行為を防止し、又は探知することに資するものを含む。）について年次報告書に記載し、又はその他の方法によって公に開示することを奨励するための措置を採用し、又は維持すること。

(d) 腐敗行為に関する情報を求め、受領し、公表し、及び提供する自由を尊重し、促進し、及び保護する措置を採用し、又は維持すること。

2 各締約国は、民間企業が、その構成及び規模を考慮して、次のことを行うことを行ふことを奨励するよう努める。

(a) 國際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項における腐敗行為を防止し、及び探知することを支援するため、十分な内部監査の管理を計画し、及び採用すること。

(b) 当該民間企業の勘定書及び必要とされる財務諸表が適當な監査及び証明の手続に従うことを確保する

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

こと。

3 各締約国は、腐敗行為の防止のための自国の関連する機関を公衆に周知させることを確保するために適当な措置をとるものとし、適當な場合には、第二十六・七条（腐敗行為と戦うための措置）1に定める犯罪を構成すると認められる事件に関する報告（匿名によるものを含む。）を行うために当該機関を利用することができるようするものとする。

第二十六・十一条 他の協定との関係

第二十六・六条（適用範囲）4の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、二千三年十月三十一日にニューヨークで作成された腐敗の防止に関する国際連合条約、二千年十一月十五日にニューヨークで作成された国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、千九百九十七年十一月二十一日にパリで作成された国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（附属書を含む。）及び千九百九十六年三月二十九日にカラカスで作成された腐敗の防止に関する米州条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二十六・十二条 紛争解決

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

1 第二十八章（紛争解決）の規定は、この節の規定について、この条の規定によつて修正して適用する。

2 締約国は、他の締約国の措置がこの節の規定に基づく義務に適合しないと認める場合又は他の締約国がこの節の規定に基づく義務を履行しなかつたと認める場合において、締約国間の貿易又は投資に影響が及んでいると認めるときに限り、この条及び第二十八章（紛争解決）に規定する手続を利用することができます。

3 いづれの締約国も、第二十六・九条（腐敗行為の防止に関する法律の適用及び執行）の規定の下で生ずる事項について、この条又は第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

4 第二十八・五条（協議）の規定は、次のとおり修正した上で、この節の規定に関する協議について適用する。

(a) 協議国以外の締約国は、自国の貿易又は投資が問題となつていて影響を受けていると認められる場合には、協議に参加することを当該協議の要請が送付された日の後七日以内に当該協議国に対して書面により要請することができる。当該締約国は、その要請に自国の貿易又は投資が当該問題となつ

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

て いる事項によつてどのように影響を受けているかについての説明を含める。当該締約国は、当該協議国が合意する場合には、協議に参加することができる。

(b) 協議国は、当該協議において、腐敗行為の防止に係る当該協議国の関連する当局の職員を関与させる。

5 協議国は、問題について相互に満足すべき解決（適当な協力活動又は作業計画を含めることができる。）を得るようあらゆる努力を払う。